

会計室発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番 号)	WTO
1	大阪市公金収入報告書 電子計算機処理業務に 係る収納代理金融機関 追加対応業務	情報処理	株式会社りそな銀 行	1,100,000 円	令和 7 年 1 月 17 日	地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2 号	G4	—

1

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市公金収入報告書電子計算機処理業務に係る収納代理金融機関追加対応業務

2 契約の相手方

株式会社りそな銀行

3 随意契約理由

株式会社りそな銀行は、大阪市公金収入報告書電子計算機処理業務（以下「収入報告書データ化業務」という。）の受注者であり、本市の収入金を収納した金融機関等から送付された収入報告書について、同社が所有する大阪市公金収入報告書データ化システムによる OCR 帳票の読取り処理及び非 OCR 帳票のデータ化処理並びにデータ化済み帳票の保管を行っている。

本件業務委託は、収入報告書データ化業務における処理作業において、新たに追加する収納代理金融機関の「口座振替済報告書」をデータ化処理可能とするための一時的対応を委託するものであり、収入報告書データ化業務とは密接不可分の関係にある。

以上により、株式会社りそな銀行は、本件業務を遂行することができる唯一の事業者といえることから、同社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

会計室会計企画担当（財務会計システムグループ）（電話番号：06-6208-8469）